

2. 整備に当たっての前提条件

(3) 整備に当たっての前提条件

【前提条件①】 南都八景に選ばれた景勝地の保全

- 南都八景に選ばれるなど、室町時代より、景勝地として人々に慕われてきた計画地周辺の歴史的背景に留意し、（仮）登大路ターミナルの建築物の意匠・形態及び色彩は、みとい池園地、吉城園周辺一帯の風致・景観に調和するものとする。
- 計画地周辺の風致・景観との調和を図るため、（仮）登大路ターミナル周辺には植樹帯を設けるとともに、ターミナルの緑化を行うこととする。

【前提条件②】 名勝奈良公園に含まれる計画地の沿革（履歴）の尊重

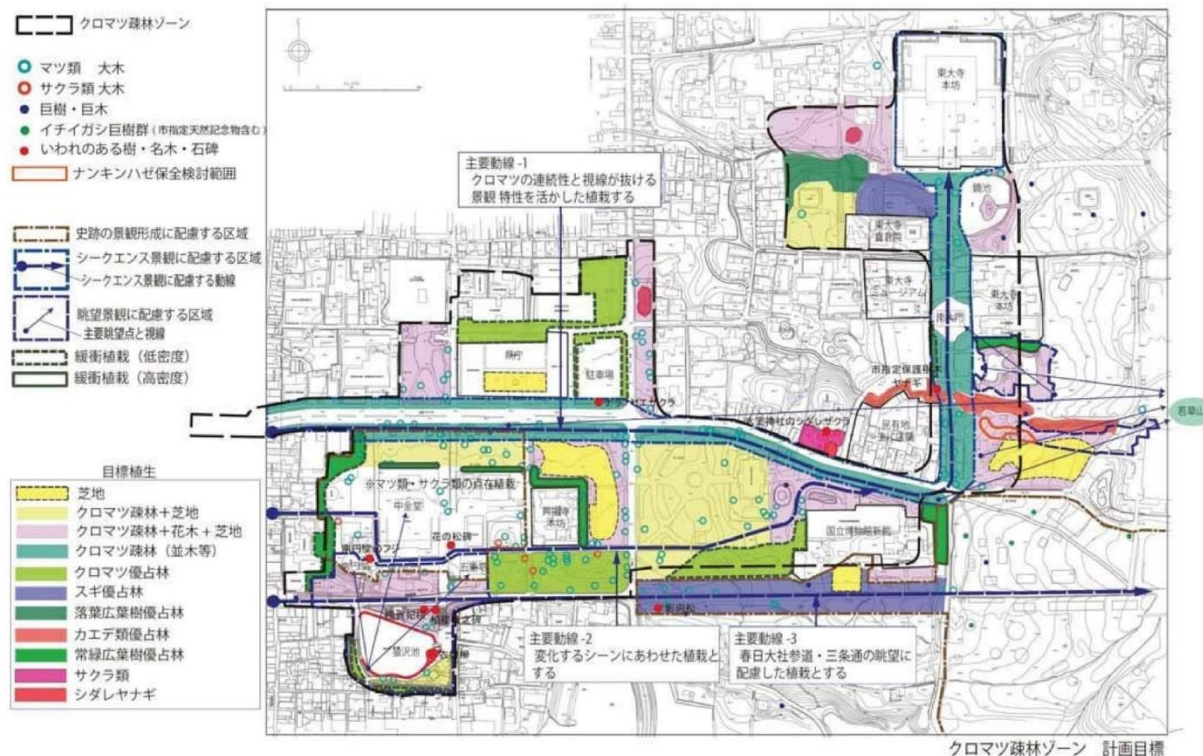
- 遺構調査を実施し、周知の埋蔵文化財包蔵地（興福寺寺地等）の遺跡・遺構等を保存する。
- 大宮通り沿いのナラノヤエザクラ、国道369号沿いの築地塀など、名所図会にも描かれている当時の景観や歴史を伝える樹木や工作物の保存を図ることとする。
- 名勝指定理由である「興福寺旧境内が形成する良好な風致」の保存管理を大前提とし、計画地の整備にあたっては、名勝奈良公園保存管理・活用計画に示される、基本方針を遵守する。
- ターミナルの整備にあたっては、奈良県が従来から公園側からみた風致との調和を重視してきた経緯を尊重したデザインを検討する。

【前提条件③】 「名勝奈良公園保存管理・活用計画」に示された基本方針の遵守

- 公園の玄関口として、眺望景観の視点場及び隣接する市街地との緩衝帯的役割とともに、公園地の空間的まとまりや連続性に配慮した景観形成のための適切な意匠・形態を検討する。
- 計画地は、一条院跡地をはじめとする、かつての興福寺寺地に所在していることから、遺構調査を実施し、当地の歴史を伝える遺跡・遺構等を保存する。
- ナラノヤエザクラ、松等の植栽樹木の適切な維持管理を図るとともに、ターミナル周辺に植栽を施し、大宮通り沿いの松並木、みとい池園地の緑地帯と調和させるよう配慮する。
- 公園の玄関口として、来訪者のアクセス（歩行者、車輛）および安全の確保と、景観保全との調和に配慮する。

2. 整備に当たっての前提条件

(3) 整備に当たっての前提条件



【前提条件④】 奈良公園植栽計画に示された基本方針の遵守

- ・ クロマツ疎林を基調として、興福寺、みとい池園地、吉城園周辺の歴史・文化と調和した拡張高い植栽・景観を創出するため、マツ類による新植・補植を行う。
- ・ 計画地南側、大宮通り沿いに大正12年（1923）に移植された国指定天然記念物「知足院ナラノヤエザクラ」を保全する。
- ・ 既存のアラカシなどの常緑広葉樹は、低減（伐採）し、目標植生であるクロマツ優占林を形成する。
- ・ 大宮通りのシークエンス景観である、クロマツの連続性と視線の抜ける景観の特性を活かした植栽とするため、マツ類による新植・補植の位置を検討する。
- ・ 同様に、計画地からの若草山への眺望景観を保全するため、マツ類による新植・補植の位置を検討する。

II. (仮) 登大路ターミナルの整備について

3. 計画案の検討

検討フロー

1. 目指すところ

- (1) ターミナル機能・規模の検討
- (2) 奈良公園の魅力の向上

2. 整備に当たっての前提条件

- (1) 周辺状況
- (2) 関係法規制等の把握
- (3) 整備に当たっての前提条件

3. 計画案の検討

- (1) 計画案検討にあたって
- (2) 計画案
 - 1) 基本方針
 - 2) 整備イメージ
 - 3) 前提条件の対応内容
 - 4) 各計画の考え方

3. 計画案の検討

(1) 計画案検討にあたって

(仮) 登大路ターミナルは、名勝指定理由にある「興福寺旧境内が形成する良好な風致」等、計画地が有する価値の継承に資する整備を前提条件に、その計画案を検討する必要がある。

このため、前述でとりまとめた整備に当たっての前提条件を踏まえ、「**当時の景観や歴史を伝える価値の継承**」、「**周辺地域の風致・景観と調和したデザインの検討**」、「**周辺地域の風致・景観との調和を目的とした植栽の検討**」、「**奈良公園の玄関口としてアクセス、安全性の確保**」の大きく4つの点に留意し検討した計画案は次頁のとおりである。

前提条件を踏まえ、計画案検討に当たって留意した点		
A 当時の景観や歴史を伝える価値の継承	A-1 周知の埋蔵文化財包蔵地（興福寺寺地）の発掘調査結果の遵守	
	A-2 名勝指定理由にある興福寺元境内（観善院）の地割である名勝指定範囲や築地塀の継承	
	A-3 国指定天然記念物「知足院ナラノヤエザクラ」の継承	
B 周辺地域の風致・景観と調和したデザインの検討	○眺望景観	B-1 奈良らしい眺望景観に調和した規模の検討
	○沿道景観 ○意匠・形態 ○規模 ○素材 ○色彩	B-2 近代建築物としての価値を有する県庁舎のデザインに調和した意匠・形態の検討
		B-3 大宮通り沿いの沿道景観と調和した、意匠・形態、規模の検討 (県庁舎→(仮) 登大路ターミナル→吉城園周辺→若草山)
		B-4 国道369号沿いの沿道景観と調和した意匠・形態、規模の検討 (大宮通り→国道369号→吉城園周辺→みとい池園地→きたまち)
		B-5 周辺地域の風致・景観と調和した素材、色彩の検討
C 周辺地域の風致・景観との調和を目的とした植栽の検討	C-1 吉城園周辺の名勝追加指定理由にある屋敷林と調和したマツ類の新植・補植の検討	
	C-2 大宮通り沿いのシークエンス景観である、クロマツの連続性と視線抜ける景観の特性を活かした植栽とするため、マツ類による新植・補植の位置の検討	
	C-3 計画地からの若草山の眺望景観を保全するため、マツ類による新植・補植の位置の検討	
	C-4 周辺地域の風致・景観と調和した緑化の検討	
D 奈良公園の玄関口としてアクセス、安全性の確保	D-1 公園利用者の動線、バスの動線を踏まえた配置・動線計画の検討	

3. 計画案の検討

(2) 計画案

1) 基本方針

<整備目標>

奈良公園は、明治13年（1880）の開設以降、公園の拡張、整備等の変遷を経て、わが国を代表する公園として広く親しまれ、県民ならびに国内外からの多くの来訪者を迎え入れてきた。

また、奈良公園は優れた名所地として、大正11年（1922）の史跡名勝天然記念物保存法（現、文化財保護法）により国の名勝に指定されて以降、文化財として保存され、さらに、平成10年（1998）には、東大寺や興福寺、春日山原始林などが世界遺産「古都奈良の文化財」に登録されるなど、都市公園として一層、価値を高めている。

このことから計画地を奈良公園のエントランスエリアと位置づけ、（仮）登大路ターミナルの整備をとおして、奈良市の中心市街地交通システムの結節拠点、奈良公園の魅力向上に資する取り組みを行うことを目標とする。

<整備の基本方針>

■計画地の価値の継承

- ・ 名勝指定理由にもある興福寺旧境内を基盤に、様々な土地利用の変遷のなかで付加され続けてきた価値の継承を前提とする。

■周辺の風致・景観に調和したデザイン・植栽

- ・ 計画地の整備にあたっては関係法規制を遵守する。
- ・ その上で、計画地は大宮通りと国道369号が交差し、奈良公園における主要動線の結節点にあることから、県庁舎等、近代建築物との連続性に留意したデザインの検討を前提とするとともに、吉城園周辺やみとい池園地等の豊かな緑と、興福寺等の社寺が一体となり形成する良好な風致・景観に調和するようマツ類を中心とした植栽の充実を図る。
- ・ 併せて、奈良公園の正面玄関・エントランスとしてふさわしい落ち着きと品格のある外観デザインの実現を目指す。

■導入すべき機能

- ・ 【東棟】レクチャーホール、展示施設、屋上庭園
- ・ 【西棟】物販飲食店舗、交通管理センター

- ◇主な用途：西棟／飲食・物販店舗、交通管理センター
東棟／レクチャーホール、展示施設、屋上庭園
- ◇構造規模：鉄骨造
地下1階（都市計画道路予定区域外に設置）
地上3階建て
- ◇建築高さ：約14.5m
- ◇敷地面積：約9,055㎡
- ◇建築面積：約3,579㎡（建蔽率：約39.5%）
- ◇延床面積：約7,868.35㎡

3. 計画案の検討

(2) 計画案

2) 整備イメージ

